

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	12	事業名	土地区画整理事業（都市再生事業計画案作成事業）	事業番号	D-17-1
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	450,000（千円）		全体事業費	450,000（千円）	
事業概要					
大船渡市の復興計画では、JR 大船渡駅周辺地区は、津波からの安全性が確保されるまちづくりを方針とし、防波堤、防潮堤の海岸保全施設を乗り越えてくる既往最大津波に対して、宅地の嵩上げにより防潮堤機能を付加したまちづくりを目指すこととしている。 この宅地の嵩上げ整備と地震による地盤沈下の解消により、市民生活の防災まちづくりを行うと共に、産業・商業振興が図れる安全な市街地を形成するため、被災市街地復興土地区画整理事業により復興させる。 平成 24 年度は、都市再生事業計画案作成事業を活用し、土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成を実施する。 土地区画整理事業施行面積：約 39ha 【既配分内容】 現況測量、地質調査、都市計画図書・事業計画書作成業務 【増額分内容】 暫定換地設計、土地評価、道路設計、整地設計、公園緑地設計、街区確定測量、路線測量					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災にて被災した大船渡地区に被災市街地復興土地区画整理事業を導入するため、測量調査・地質調査を行い事業計画案作成までの業務を行う。 <平成 25 年度>					
東日本大震災の被害との関係					
大船渡市の市域の中で、被災の家屋、事業所等が最も甚大な区域であり、土地区画整理事業により基盤整備を復興させ、市の中心部としてふさわしい市街地形成を図り、山側への安全な避難路の確保や地盤嵩上げ等により安全な市街地の整備を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	52	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校屋内運動場）		事業番号	A-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		430（千円）	全体事業費		430（千円）	
事業概要						
津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分（必要面積-保有面積）（屋内運動場）を復興交付金で整備する。 なお、現時点では、災害査定（実施設計終了後（平成 25 年 3 月予定））が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している（災害査定額確定後に変更申請予定）。 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。用地取得を実施する。 <平成 25 年度> 造成工事を実施する。						
東日本大震災の被害との関係						
赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合」と判断されている。 【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23. 5. 27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 27 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	53	事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校本校舎）		事業番号	A-1-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		18,405（千円）	全体事業費		18,405（千円）	
事業概要						
津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分（必要面積-保有面積）本校舎を復興交付金で整備する。 なお、現時点では、災害査定（実施設計終了後（平成 25 年 3 月予定））が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している（災害査定額確定後に変更申請予定）。 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。用地取得を実施する。 <平成 25 年度> 造成工事を実施する。						
東日本大震災の被害との関係						
越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開しており、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となったが、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合」と判断されている。 【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 27 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	54	事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校屋内運動場）	事業番号	A-1-3
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	1,632（千円）		全体事業費	1,632（千円）	
事業概要					
津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分（必要面積-保有面積）（屋内運動場）を復興交付金で整備する。 なお、現時点では、災害査定（実施設計終了後（平成 25 年 3 月予定））が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している（災害査定額確定後に変更申請予定）。 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。用地取得を実施する。 <平成 25 年度> 造成工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開しており、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となったが、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合」と判断されている。 【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 27 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	55	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校本校舎）		事業番号	A-1-4
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		11,275（千円）	全体事業費		11,275（千円）	
事業概要						
津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分（必要面積-保有面積）本校舎を復興交付金で整備する。 なお、現時点では、災害査定（実施設計終了後（平成 25 年 3 月予定））が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している（災害査定額確定後に変更申請予定）。 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。用地取得を実施する。 <平成 25 年度> 造成工事を実施する。						
東日本大震災の被害との関係						
赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設の上移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合」と判断されている。 【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23. 5. 27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 27 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	56	事業名	学校施設環境改善事業(学校給食施設の改築)(共同分)	事業番号	A-2-1
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	7,356(千円)		全体事業費	7,356(千円)	
事業概要					
津波により被災した赤崎学校給食共同調理場を、他の調理場(猪川小学校調理場、第一中学校調理場(地震により被災)、立根共同調理場、越喜来共同調理場(地震により被災))と統合して移転復旧を行うため、災害復旧事業と併せて災害復旧事業の対象とならない分(必要面積-保有面積)を復興交付金で整備する。 新施設は、市内の調理場を移転統合・大規模化するとともに、復興事業により整備される浦浜仲地区の道路等を活用することで、市内各学校の給食に係る資材調達・調理・配達や、震災時の炊き出し・避難拠点施設への配達を効率的に行うことなどを目的に、復興まちづくりの一環として整備するものである。 また、地震により被災した第一中学校調理場、越喜来共同調理場については、耐震性がない状態であり、両施設で給食を提供(調理)しながら耐震補強等工事を行うことは困難であることも、移転復旧が必要な理由の一つである。 なお、現時点では、災害査定(平成 25 年 3 月予定)が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している。(災害査定額確定後に変更申請予定) 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。造成工事を実施する。 <平成 25 年度> 建設工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
赤崎学校給食共同調理場は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、高台などの安全な場所への移転復旧が必要となった。 なお、赤崎学校給食共同調理場は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。 【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件 (H23.5.27 時点) ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 平成 24 年度～平成 25 年度に調理場の建設等を行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	57	事業名	学校施設環境改善事業(学校給食施設の改築)(自校分)	事業番号	A-2-2
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	4,066(千円)	全体事業費		4,066(千円)	

事業概要

津波により被災した赤崎学校給食共同調理場を、他の調理場(猪川小学校調理場、第一中学校調理場(地震により被災)、立根共同調理場、越喜来共同調理場(地震により被災))と統合して移転復旧を行うため、災害復旧事業と併せて災害復旧事業の対象とならない分(必要面積－保有面積)を復興交付金で整備する。

新施設は、市内の調理場を移転統合・大規模化するとともに、復興事業により整備される浦浜仲地区の道路等を活用することで、市内各学校の給食に係る資材調達・調理・配達や、震災時の炊き出し・避難拠点施設への配達を効率的に行うことなどを目的に、復興まちづくりの一環として整備するものである。

また、地震により被災した第一中学校調理場、越喜来共同調理場については、耐震性がない状態であり、両施設で給食を提供(調理)しながら耐震補強等工事を行うことは困難であることも、移転復旧が必要な理由の一つである。

なお、現時点では、災害査定(平成 25 年 3 月予定)が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している。(災害査定額確定後に変更申請予定)

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。造成工事を実施する。

<平成 25 年度>

建設工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎学校給食共同調理場は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、高台などの安全な場所への移転復旧が必要となった。

なお、赤崎学校給食共同調理場は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件 (H23.5.27 時点)

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

平成 24 年度～平成 25 年度に調理場の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	58	事業名	赤崎小学校移転改築事業（学校用地取得等事業）		事業番号	◆A-1-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		22,161（千円）	全体事業費		22,161（千円）	
事業概要						
津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、用地取得及び造成を実施する。 なお、当該学校用地については、災害復旧事業にて措置される必要面積に加えて、 ① トラック等学校体育活動等を行うに当たり必要な校庭の広さを確保すること ② 地区住民・通行者の屋外避難エリア、自動車避難者の待機・駐車場及びドクターヘリ等緊急着陸用ヘリポートとするために必要な校庭の広さを確保すること の 2 点から保有面積まで拡張することが必要となる。 おって、現時点では、災害査定が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している（災害査定額確定後に変更申請予定）。 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。 用地取得を実施する。 <平成 25 年度> 造成工事を実施する。						
東日本大震災の被害との関係						
赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。 【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23. 5. 27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 27 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号		A-1-1				
事業名		被災学校移転改築事業（赤崎小学校屋内運動場）				
交付団体		大船渡市				
基幹事業との関連性						
基幹事業で建設する学校の用地取得等に係る事業である。						

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	59	事業名	越喜来小学校移転改築事業 (学校用地取得等事業)		事業番号	◆A-1-2-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)	
総交付対象事業費		11,799 (千円)	全体事業費		11,799 (千円)	
事業概要						
津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、用地取得及び造成を実施する。 なお、当該学校用地については、災害復旧事業にて措置される必要面積に加えて、 ① トラック等学校体育活動等を行うに当たり必要な校庭の広さを確保すること ② 地区住民・通行者の屋外避難エリア、自動車避難者の待機・駐車場及びドクターヘリ等緊急着陸用ヘリポートとするために必要な校庭の広さを確保すること の 2 点から保有面積まで拡張することが必要となる。 おって、現時点では、災害査定が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している。(災害査定額確定後に変更申請予定) 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。 用地取得を実施する。 <平成 25 年度> 造成工事費を実施する。						
東日本大震災の被害との関係						
越喜来小学校は津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開し、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となったが、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合」と判断されている。 【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件 (H23. 5. 27 時点) ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 27 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号		A-1-2				
事業名		被災学校移転改築事業 (越喜来小学校本校舎)				
交付団体		大船渡市				
基幹事業との関連性						
基幹事業で建設する学校の用地取得等に係る事業である。						

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	60	事業名	赤崎中学校移転改築事業（学校用地取得等事業）		事業番号	◆A-1-4-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		26,729（千円）	全体事業費		26,729（千円）	
事業概要						
津波により被災した赤崎中学校の移転改築復旧事業を行うため、用地取得及び造成を実施する。 なお、当該学校用地については、災害復旧事業にて措置される必要面積に加えて、 ① トラック等学校体育活動・運動部活動等を行うに当たり必要な校庭の広さを確保すること ② 地区住民・通行者の屋外避難エリア、自動車避難者の待機・駐車場及びドクターヘリ等緊急着陸用ヘリポートとするために必要な校庭の広さを確保すること の 2 点から保有面積まで拡張することが必要となる。 おって、現時点では、災害査定が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に事業費を面積按分により交付対象事業費として計上している。（災害査定額確定後に変更申請予定） 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。 用地取得を実施する <平成 25 年度> 造成工事費を実施する。						
東日本大震災の被害との関係						
赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設し、移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。 【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 27 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号		A-1-4				
事業名		被災学校移転改築事業（赤崎中学校本校舎）				
交付団体		大船渡市				
基幹事業との関連性						
基幹事業で建設する学校の用地取得・造成に係る事業である。						

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	61	事業名	越喜来地区認定こども園整備事業（用地取得等事業）（幼稚園分）		事業番号	◆A-3-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		6,892（千円）	全体事業費		6,892（千円）	
事業概要						
津波により被災した越喜来保育所の移転新築復旧と併せて認定こども園化することに伴い用地取得及び造成を実施する。 なお、取得予定用地及び厚生労働省が定める基準面積に合致しており、越喜来小学校と隣接した場所へ整備する予定である。 【復興計画における位置づけ】 第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。 用地取得を実施する。 <平成 25 年度> 造成工事を実施する。						
東日本大震災の被害との関係						
越喜来保育所は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者96名 被災家屋等321件（H23.5.27時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
社会福祉施設等設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。 平成 24 年度～平成 27 年度に園舎等の建設等を行う。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-3-1
事業名	越喜来地区認定こども園整備事業（幼稚園分）
交付団体	岩手県
基幹事業との関連性	
基幹事業で建設するこども園の用地取得・造成に係る事業である。	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	63	事業名	道路新設事業 (小河原地区)		事業番号	D-1-11
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)	
総交付対象事業費		30,000 (千円)	全体事業費		717,000 (千円)	
事業概要						
道路改良: 横断方向 L=760m、W=6.5m+2.0m (歩道) 縦断方向 L=260m、W=6.0m、L=140m、W=7.0m 事業期間: 平成 24 年度～平成 26 年度 津波により壊滅的な被害を受けた末崎町地区は高台に平地が少ないため、被災者の大部分は高台移転が難しい状況である。このため、防災機能を付加した道路を新設することで既往最大津波に対する被害を抑制し、背後の既存住宅用地を有効活用するとともに、住宅被災者の自力再建を促すものである (対象戸数 38 戸)。 〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕 高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 測量設計: 1 式 (30,000 千円) <平成 25 年度> 用地補償: 1 式 (287,000 千円)						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災で発生した津波により、末崎町地区は建物 596 棟 (全壊 509、大規模半壊 48、半壊 39) が壊滅的な被害を受けたが、高台だけに居住地を求めることが難しいため、防災機能を付加した道路整備を行い、住宅被災者の居住の安定確保を図る。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	64	事業名	道路改良事業 (田浜上地区)		事業番号	D-1-12
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)	
総交付対象事業費		90,000 (千円)	全体事業費		90,000 (千円)	
事業概要						
道路改良 : L=210m、W=6.0m 事業期間 : 平成 24 年度 津波により壊滅的な被害を受けた三陸町綾里田浜上地区において、防災集団移転促進事業の高台移転先住宅団地の開発にあたり、進入路を整備するものである。既存の舗装済市道 (幅員 3.0m) を 6.0m に拡幅改良する。 〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕 高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 測量設計 : 1 式 (6,000 千円) 用地補償 : 1 式 (30,000 千円) 工事施工 : L=210m (54,000 千円) <平成 25 年度>						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災で発生した津波により、三陸町綾里地区は建物 173 棟 (全壊 142、大規模半壊 12、半壊 19) が壊滅的な被害を受けた。復興計画により土地利用方針が示されたことにより、防災集団移転促進事業による高台移転を行う計画である。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	65	事業名	道路改良事業（小細浦地区）	事業番号	D-1-13
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		25,000（千円）	全体事業費	25,000（千円）	
事業概要					
道路改良：L=200m（L=120m・W=6.0m、L=80m・W=4.0m） 事業期間：平成 24 年度 津波により壊滅的な被害を受けた末崎町小細浦地区において、防災集団移転促進事業の高台移転先住宅団地の開発にあたり、進入路を整備するものである。既存の未舗装道路（幅員 5.0m）を 6.0m、既存の未舗装道路（幅員 3.0m）を 4.0m にそれぞれ拡幅改良する。 〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕 高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 用地補償：1 式（9,000 千円） 工事施工：L=200m（16,000 千円） <平成 25 年度>					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災で発生した津波により、末崎町地区は建物 596 棟（全壊 509、大規模半壊 48、半壊 39）が壊滅的な被害を受けた。復興計画により土地利用方針が示されたことにより、防災集団移転促進事業による高台移転を行う計画である。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	66	事業名	道路新設事業（浦浜仲地区）		事業番号	D-1-14
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		12,000（千円）	全体事業費		221,000（千円）	
事業概要						
道路改良：L=500m（L=500m・W=7.0m+2.0m（歩道）） 事業期間：平成 24 年度～平成 25 年度 津波により壊滅的な被害を受けた三陸町越喜来地区において、市立越喜来小学校の高台移転に伴い、接続道路を新設整備するものである。整備区間は（一部改良を含む）は、小学校建設地までは児童通学時の安全確保を図るため 7.0m+歩道 2.0m とする計画である。 〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕 高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備						
当面の事業概要						
＜平成 24 年度＞ 測量設計：1 式（12,000 千円） ＜平成 25 年度＞ 用地補償：1 式（66,000 千円） 工事施工：L=770m（143,000 千円）						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災で発生した津波により、三陸町越喜来地区は建物 428 棟（全壊 386、大規模半壊 20、半壊 22）が壊滅的な被害を受けた。越喜来小学校は、3 階まで浸水しており、復興計画により土地利用方針が示されたことにより、高台移転を行う計画である。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	67	事業名	災害公営住宅整備事業（明神前団地 2）		事業番号	D-4-8
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		139,800（千円）	全体事業費		139,800（千円）	
事業概要						
災害公営住宅を整備 ・ 応急仮設住宅等（みなし仮設等含む）に入居している被災者に需要調査を行い、その結果約 3 割の公営住宅への入居希望があったことから、800 戸を当市に整備する計画。そのうち市で整備する戸数を 240 戸とする。 ・ 大船渡町明神前地区に木造 2 階建て 1 棟 4 戸 × 2 棟、計 8 戸を整備する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 敷地造成 <平成 25 年度> 木造 2 階建て 1 棟 4 戸 × 2 棟、計 8 戸の建設工事						
東日本大震災の被害との関係						
災害により滅失した住居の居住者の生活再建を支援するために、災害公営住宅を整備する。 災害救助法に基づき設置供給される応急仮設住宅に入居する世帯は、プレハブ式に建築された住宅に約 1,800 世帯、民間賃貸住宅の借り上げによる住宅に約 700 世帯、計約 2,500 世帯に上る。その世帯に意向調査を行いながら、建設場所、建設戸数、間取り等を決定しながら整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	68	事業名	災害公営住宅整備事業（赤沢団地）		事業番号	D-4-9
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		462,700（千円）	全体事業費		462,700（千円）	
事業概要						
災害公営住宅を整備 ・ 応急仮設住宅等（みなし仮設等含む）に入居している被災者に需要調査を行い、その結果約 3 割の公営住宅への入居希望があったことから、800 戸を当市に整備する計画。そのうち市で整備する戸数を 240 戸とする。 ・ 大船渡町赤沢地区に R C 5 階建て 24 戸を整備する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 敷地造成 <平成 25 年度> ・ R C 5 階建て 24 戸の建設工事						
東日本大震災の被害との関係						
災害により滅失した住居の居住者の生活再建を支援するために、災害公営住宅を整備する。 災害救助法に基づき設置供給される応急仮設住宅に入居する世帯は、プレハブ式に建築された住宅に約 1,800 世帯、民間賃貸住宅の借り上げによる住宅に約 700 世帯、計約 2,500 世帯に上る。その世帯に意向調査を行いながら、建設場所、建設戸数、間取り等を決定しながら整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	69	事業名	災害公営住宅整備事業 (上山団地)		事業番号	D-4-10
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)	
総交付対象事業費		253,600 (千円)	全体事業費		253,600 (千円)	
事業概要						
災害公営住宅を整備 ・ 応急仮設住宅等 (みなし仮設等含む) に入居している被災者に需要調査を行い、その結果約 3 割の公営住宅への入居希望があったことから、800 戸を当市に整備する計画。そのうち市で整備する戸数を 240 戸とする。 ・ 大船渡町上山地区に R C 3 階建て 12 戸を整備する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 敷地造成 <平成 25 年度> R C 3 階建て 12 戸の建設工事						
東日本大震災の被害との関係						
災害により滅失した住居の居住者の生活再建を支援するために、災害公営住宅を整備する。 災害救助法に基づき設置供給される応急仮設住宅に入居する世帯は、プレハブ式に建築された住宅に約 1,800 世帯、民間賃貸住宅の借り上げによる住宅に約 700 世帯、計約 2,500 世帯に上る。その世帯に意向調査を行いながら、建設場所、建設戸数、間取り等を決定しながら整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	70	事業名	災害公営住宅整備事業（平林団地）		事業番号	D-4-11
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		258,600（千円）	全体事業費		258,600（千円）	
事業概要						
災害公営住宅を整備 ・ 応急仮設住宅等（みなし仮設等含む）に入居している被災者に需要調査を行い、その結果約 3 割の公営住宅への入居希望があったことから、800 戸を当市に整備する計画。そのうち市で整備する戸数を 240 戸とする。 ・ 末崎町平林地区に R C 3 階建て 12 戸を整備する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 敷地造成 <平成 25 年度> R C 3 階建て 12 戸の建設工事						
東日本大震災の被害との関係						
災害により滅失した住居の居住者の生活再建を支援するために、災害公営住宅を整備する。 災害救助法に基づき設置供給される応急仮設住宅に入居する世帯は、プレハブ式に建築された住宅に約 1,800 世帯、民間賃貸住宅の借り上げによる住宅に約 700 世帯、計約 2,500 世帯に上る。その世帯に意向調査を行いながら、建設場所、建設戸数、間取り等を決定しながら整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	71	事業名	災害公営住宅整備事業（宇津野沢団地）		事業番号	D-4-12
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		411,800（千円）	全体事業費		411,800（千円）	
事業概要						
災害公営住宅を整備 ・ 応急仮設住宅等（みなし仮設等含む）に入居している被災者に需要調査を行い、その結果約 3 割の公営住宅への入居希望があったことから、800 戸を当市に整備する計画。そのうち市で整備する戸数を 240 戸とする。 ・ 盛町宇津野沢地区に R C 3 階建て 21 戸を整備する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 敷地造成 <平成 25 年度> R C 3 階建て 21 戸の建設工事						
東日本大震災の被害との関係						
災害により滅失した住居の居住者の生活再建を支援するために、災害公営住宅を整備する。 災害救助法に基づき設置供給される応急仮設住宅に入居する世帯は、プレハブ式に建築された住宅に約 1,800 世帯、民間賃貸住宅の借り上げによる住宅に約 700 世帯、計約 2,500 世帯に上る。その世帯に意向調査を行いながら、建設場所、建設戸数、間取り等を決定しながら整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	72	事業名	災害公営住宅改修事業		事業番号	D-4-13
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)	
総交付対象事業費		29,800 (千円)	全体事業費		29,800 (千円)	
事業概要						
平成 23 年度に雇用促進住宅を災害公営住宅として 44 戸、買い取り済み。災害公営住宅整備基準により、給湯設備をバランス釜からガス給湯器に交換する。 また、破損がひどく補修の完了していない 29 戸については、襖の張替え、壁の補修等の改修工事を行う。 以上のような改修工事を行った後、災害公営住宅として平成 24 年 9 月入居予定である。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 各部屋の状態を調査し、給湯設備の交換及び状況に応じて改修工事を行う。 <平成 25 年度> なし						
東日本大震災の被害との関係						
災害により滅失した住居の居住者の生活再建を支援するために、災害公営住宅を整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	73	事業名	津波復興拠点整備計画作成事業		事業番号	D-15-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)	
総交付対象事業費		27,363 (千円)	全体事業費		27,363 (千円)	
事業概要						
大船渡市の復興計画では、JR大船渡駅周辺地区は、津波からの安全性が確保されるまちづくりを方針とし、防波堤、防潮堤の海岸保全施設を乗り越えてくる既往最大津波に対しても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備する。 【予定整備内容】関係各課等調整中 ・津波防災拠点施設 地域防災センター、避難所、集会所、備蓄倉庫、消防団施設、駅前交番 ・津波復興拠点支援施設 子育て支援センター、保育所、学童保育所、シルバー人材センター、老人福祉会館、婦人会館等の各施設 ・地区公共施設 地域間道路、街区公園等(室内プール兼耐震性貯水槽) ・高質空間形成施設 屋上緑化公園、ストリートファニチャー ・公益的施設 高齢者賃貸住宅、コレクティブハウジング、介護ステーション、サービス付高齢者住宅(自立型、介護型)、医療モール(内科、外科、小児科等、薬局)、金融モール(銀行、郵便局、農協、漁協等)、教育相談所、市民相談室、復興夢商店街、大船渡屋台村等の各施設 ・特定交通安全施設等 大船渡市観光協会、大船渡朝市直売所(海の市、山の市)、道路・観光情報提供施設等の各施設						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 復興拠点の施設計画(導入機能)の検討、基本計画の策定及び都市計画決定 <平成 25 年度> 測量・詳細設計、用地買収及び造成・建築工事						
東日本大震災の被害との関係						
大船渡市の市域の中で、被災の家屋、事業所等が最も甚大な区域を市の中心部としてふさわしい、既往最大津波に対しても都市機能を維持するための拠点となる市街地として整備することで市の復興を先導する。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	74	事業名	防災集団移転促進事業（小河原地区）	事業番号	D-23-7
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	1,127,045（千円）	全体事業費	1,127,045（千円）		
事業概要					
移転戸数 55 戸 ①住宅団地の用地取得及び造成 ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ③移転跡地の用地の買い取り ④移転者の移転費用の補助					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ ①住宅団地の用地取得					
＜平成 25 年度＞ ①住宅団地の造成 ②移転跡地の用地の買い取り ③移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ④移転者の移転費用の補助					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波により、小河原地区では 260 戸のうち、199 戸が被災したところであるが、本事業の実施により、居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進を図るものである。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	75	事業名	防災集団移転促進事業（港・岩崎地区）	事業番号	D-23-8
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	607,833（千円）		全体事業費	607,833（千円）	
事業概要					
移転戸数 31 戸 ①住宅団地の用地取得、造成及び道路等整備 ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ③移転跡地の用地の買い取り ④移転者の移転費用の補助					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ ①住宅団地の用地取得					
＜平成 25 年度＞ ①住宅団地の造成及び道路等整備 ②移転跡地の用地の買い取り ③移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ④移転者の移転費用の補助					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、港・岩崎地区では 235 戸のうち 91 戸が全壊、17 戸が半壊する被害を受けたところであるが、本事業の実施により、居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進を図るものである。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	76	事業名	防災集団移転促進事業（浦浜東地区）	事業番号	D-23-9
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	375,745（千円）		全体事業費	375,745（千円）	
事業概要					
移転戸数 13 戸 ①住宅団地の用地取得、造成 ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ③移転跡地の用地の買い取り ④移転者の移転費用の補助					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ ①住宅団地の用地取得					
＜平成 25 年度＞ ①住宅団地の造成 ②移転跡地の用地の買い取り ③移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ④移転者の移転費用の補助					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、浦浜東地区では 158 戸のうち 28 戸が被災したところであるが、本事業の実施により津波被害で、居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進を図るものである。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	77	事業名	防災集団移転促進事業（浦浜南地区）	事業番号	D-23-10
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	380,650（千円）		全体事業費	380,650（千円）	
事業概要					
移転戸数 13 戸 ①住宅団地の用地取得、造成 ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ③移転跡地の用地の買い取り ④移転者の移転費用の補助					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①住宅団地の用地取得					
<平成 25 年度> ①住宅団地の造成 ②移転跡地の用地の買い取り ③移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ④移転者の移転費用の補助					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、浦浜南地区では 82 戸のうち 23 戸が被災したところであるが、本事業の実施により津波被害で、居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進を図るものである。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	